

## 船舶インシデント調査報告書

令和7年4月23日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（電源喪失）
発生日時	令和6年8月20日 15時32分ごろ
発生場所	明石海峡西部 江崎灯台から真方位260° 3.5海里付近 （概位 北緯34° 35.8′ 東経134° 55.4′）
インシデントの概要	液体化学薬品ばら積船友祥丸は、航行中、船内電源を喪失して主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和6年8月20日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	液体化学薬品ばら積船 友祥丸、364トン 140484、松田汽船株式会社、マツダマリン株式会社 ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力735kW、回転数毎分375、6気筒、ボア260mm、使用燃料A重油、平成18年10月機関製造、平成19年1月進水
乗組員等に関する情報	船長、三級（航海） 機関長、四級（機関）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 低潮時、潮流 東南東流約6ノット（kn）
インシデントの経過	本船は、船長及び機関長ほか2人が乗り組み、航行中、船内電源を喪失して主機が停止し、運航不能となった。 機関長は、機関室内を確認したが、船内電源を喪失した原因が分からず、その旨を船長に報告した。 船長は、自力での航行を諦めて118番通報を行うとともに、船舶所有者に引船の手配を依頼した。 本船は、来援した巡視艇にえい航された後、船舶所有者が手配した引船に引き継がれ、愛媛県今治市所在の整備会社（以下「A社」という。）に到着した。 A社は、機関等の点検を行い、「燃料油タンクから発電機へ供給する燃料油を非常時に遮断する弁」（以下「非常遮断弁」という。）内部の弁棒が、経年劣化及び船体振動により生じた亀裂部で破断して、非常遮断弁が閉状態となって燃料油が供給されなくなり、発電機が停止して船内電源を喪失していたことを確認した。（写真1参照）



写真 1 非常遮断弁

非常遮断弁は、これまで故障したことがなかったので、就航以来開放点検が行われておらず、また、定期検査及び中間検査において作動確認が行われた際にも異状は見受けられなかったため、機関長は、非常遮断弁内部の弁棒に亀裂が生じていたことに気付いていなかった。

**分析**

本船は、航行中、非常遮断弁の弁棒が破断して非常遮断弁が閉状態となって発電機へ燃料油が供給されなくなり、発電機が停止して船内電源を喪失し、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。

非常遮断弁は、これまで故障したことがなかったので、就航以来開放点検が行われておらず、また、定期検査等において作動確認が行われた際にも異状は見受けられなかった。

**原因**

本インシデントは、本船が航行中、非常遮断弁の弁棒が破断して非常遮断弁が閉状態となって発電機へ燃料油が供給されなくなり、発電機が停止して主機が運転できなくなったことにより発生したものと考えられる。